長田区刈払機等の貸出しに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，うつくしいまちづくりを進める地域活動の推進のため，雑草が繁茂した空地の所有者（以下「土地所有者」という。）から委託を受けて，より良い生活環境の形成を目的に当該雑草を除去しようとする団体に対し，区が保有する刈払機その他の必要な機材（以下「刈払機等」という。）を区が貸出しするにあたり，必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第２条　区が刈払機等の貸出し（以下単に「貸出し」という）ができる団体は，区内の公共的団体とする。

２　前項にいう公共的団体とは，自治会，婦人会，老人会等地域を基盤として設立され，地域住民を構成員として公共的活動を行っている団体をいう。

（申請手続き）

第３条　貸出しを受けようとする団体の代表者は，原則として貸出しを受けようとする日の５日前までに，刈払機等貸出申請書（様式第１号）に草刈りをする場所を明示した図面を添付して，区長に提出しなければならない。

（貸出期間及び台数）

第４条　刈払機等の貸出期間は，７日以内とし，貸出台数は１台とする。

（貸出）

第５条　区長は，第３条の規定による申請書を受理したときはこれを審査し，貸出しすることが適当と認めたときには，無償で貸出しをする。

２　区長は，貸出しの決定については刈払機等貸出決定通知書（様式第２号）により通知する。

３　刈払機等の貸出し及び返却にかかる事務については，区まちづくり課において行う。

４　利用者は，刈払機等の返却後速やかに，刈払機等利用報告書（様式第３号）により，区長へ報告しなければならない。

（遵守事項）

第６条　刈払機等の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は，刈払機等の使用に際して，次の事項を遵守しなければならない。なお，次の事項に反する使用をした場合には，区長は貸出期間中であっても，刈払機等を返却させることができる。

（１）　利用者は，第５条に規定する通知書の記載に従って，刈払機等を使用すること。

（２）　利用者は，刈払機等の取扱説明書によって適切に刈払機等を使用すること。

（３）　利用者は，区長の承諾を得ることなく第三者に刈払機等を転貸しないこと。

（４）　利用者は，その返還をするまで，善良なる管理者の注意を持って保管すること。

（返却）

第７条　利用者は，刈払機等を返却する際には，清掃して返還しなければならない。

２　区長は，刈払機等の返却を受けた際には，利用者の立会いのもと，刈払機等の点検を行い，破損等がないことを確認する。

（紛失・破損届出）

第８条　利用者は，刈払機等を紛失又は破損したときは，直ちに刈払機等紛失・破損届出書（様式第４号）により区長に届け出なければならない。

２　前項に定める届出の対象は，刈払機本体，バッテリー及び充電器とする。

３　利用者が，故意又は過失により，刈払機等を紛失又は破損させた場合は，区長が指示する方法により，これを原状に回復し，又はその損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第９条　利用者が，貸出し機材等の使用中に起こした事故及び土地所有者との間に生じた紛争等については，区は一切の責任を負わない。

（個人情報の取り扱い）

第 10 条　区は，受理した個人情報に関して，個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

（施行細目）

第 11 条　この要綱の実施に関し必要な事項は，区長が別に定める。

附則

この要綱は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。